

プロジェクト 税効果会計

項目 本日の審議事項

これまでの審議事項

1. 企業会計基準委員会及び税効果会計専門委員会（以下「専門委員会」という。）では、日本公認会計士協会（JICPA）から公表されている税効果会計に関する会計上の実務指針及び監査上の実務指針（会計処理に関する部分）（以下「実務指針」という。）について、ASBJに移管すべく審議を行っている。
2. 実務指針のうち、繰延税金資産の回収可能性に関する事項については、他の実務指針に先行して開発し、平成 27 年 12 月 28 日に企業会計基準適用指針第 26 号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（以下「回収可能性適用指針」という。）を公表した。
3. また、税効果会計に適用する税率に関する事項については、平成 27 年 12 月 10 日に企業会計基準適用指針公開草案第 55 号「税効果会計に適用する税率に関する適用指針（案）」（以下「税率適用指針案」という。）を公表した。コメント期間は 2 ヶ月であり、平成 28 年 2 月 10 日に締め切られた。この公開草案に対して 6 通のコメントレターが寄せられた。
4. 監査委員会報告第 66 号及び監査委員会報告第 70 号を除いた 5 本の実務指針¹の移管について、前回の企業会計基準委員会（第 329 回・平成 28 年 2 月 10 日）及び専門委員会（第 30 回・平成 28 年 2 月 4 日開催）では、今後の進め方を検討した。また、開示について、進め方を検討するとともに、評価性引当額の内訳について議論を行った（審議事項(2)-5 参照）。

本日の審議事項

5. 本日は、以下の審議を行う。

(1) 税率適用指針案についての検討

① 公開草案に寄せられたコメントとそれらに対する対応案

¹ 今後の検討対象とされる 5 本の実務指針とは、以下である。

- ・会計制度委員会報告第 6 号「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」
- ・会計制度委員会報告第 10 号「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」
- ・会計制度委員会報告第 11 号「中間財務諸表等における税効果会計に関する実務指針」
- ・会計制度委員会「税効果会計に関する Q&A」
- ・監査・保証実務委員会実務指針第 63 号「諸税金に関する会計処理及び表示に係る監査上の取扱い」

(審議事項(2)-2-1)

② 公表にあたって(案) (審議事項(2)-2-2)

③ 税率適用指針 本文(案) (審議事項(2)-2-3)

(2) 開示の検討(税務上の繰越欠損金) (審議事項(2)-3)

6. なお、昨年12月に公表した回収可能性適用指針について、仮に早期適用した場合、翌年度に係る四半期における早期適用した年度の四半期財務諸表(以下「比較情報」という。)について回収可能性適用指針を遡及適用する方法の明確化に関するニーズが聞かれているため、回収可能性適用指針を早期適用した場合の翌四半期における比較情報の検討を行う(審議事項(2)-4)。

以 上